

(第1面)

## 産業廃棄物処理計画書

令和5年 5月 22日

岐阜県知事

古田 肇 殿

提出者

住所 多治見市明和町1丁目125番地

氏名 株式会社日東製陶所

代表取締役 若尾 幸将

電話番号 0572-27-2155

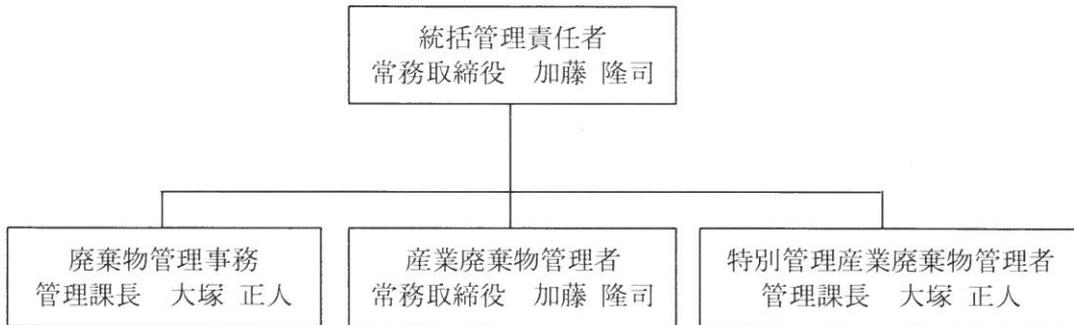
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社日東製陶所 伏見工場
事業場の所在地	可児郡御嵩町上恵土657
計画期間	2023年7月～2024年6月
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	セラミックタイル製造・販売
② 事業の規模	売上 1,378百万円
③ 従業員数	60名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	(1) 当事業場から陶磁器くず発生 (2) 当事業場にて分別した上で専用コンテナに保管 (3) 有限会社熊谷産業 収集運搬 (4) 有限会社熊谷産業 陶磁器くずを粉碎処分 (5) 丸美陶料株式会社 セラミックタイル原料にリサイクル添加 (6) 丸美陶料株式会社 セラミックタイル原料を当事業場に搬入

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	陶磁器くず	
	排出量	1,294.90 t	t
	(これまでに実施した取組) (1) 生産工程改善による不適合品率の抑制 (2) セラミックタイル原料のリサイクル化促進の分別保管 (3) 販売先に対する受注数量の適正化(余剰受注品の廃棄)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	陶磁器くず	
	排出量	1,100 t	t
	(今後実施する予定の取組) (1) 生産工程改善による不適合品率の抑制 (2) 販売先に対する過剰受注の抑制を徹底する ⇒販売先(顧客)は、実際の施工数量より数%の安全率を掛けて発注するが、実際は、弊社の倉庫に余剰在庫として残り、結果として、数か月後に廃棄処分されるのが現状		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 陶磁器くずをセラミックタイル原料にリサイクル化するために、リサイクル専用の土間、専用コンテナで分別保管
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 陶磁器くずをセラミックタイル原料にリサイクル化を促進し、リサイクル専用の土間、専用コンテナの分別保管を継続する

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（            年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（            年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		



②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	陶磁器くず	
	全処理委託量	1,100 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t
	再生利用業者への処理委託量	1,100 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<p>(1) 循環型リサイクル化を目指し、陶磁器くずをセラミックタイル原料に添加する比率を技術的可能な範囲で高める</p> <p>(2) 陶磁器くずをリサイクル化することにより、天然原料の採掘量を低減し、環境に配慮した社会活動をセラミックタイル原料メーカーと共に共有する</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。